

神戸国際大学ガバナンス・コード 遵守状況及び取組の実施状況表

基準日：令和5(2023)年12月16日

項 目		遵守	実施状況及び適合状況
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			
1-1	建学の精神	(1) 建学の精神・理念	○ 本学の創立者八代斌助師はキリスト教の精神に基づき、「神を畏れ、人を恐れず、人に仕えよ」（DEUM TIME TE, NORITE IMERE POPULUM ET SERVITE EI.）を建学の精神として掲げている。 この精神はキリスト教主義を基本的視点とした全人格教育を行おうとする本学のバックボーンである。急速に社会のグローバル化が進展する一方、物質的豊かさの増大に反比例するかのように精神的貧しさが深刻化している状況の中で、本学はこの建学の精神を基本理念とし、国際性と良識を備えた有為な人材を育成することを目標にしている。 本学は、建学の精神に則り、生命の尊厳を理解し、豊かな人間性と社会性を体得し、大学が定める教育目標である「生き抜く力」を育成し、変動が激しくかつ多様化するグローバル社会で活躍し、貢献できる人材を育成することを目的としている。 経済学部においては、グローバルな視野と高い専門知識、豊かな人間性を持って現代社会の発展に貢献できる有能な人材を育成することを目的としている。リハビリテーション学部においては、理学療法士として高い専門的知識と技術、及び豊かな教養と人間性を持つ有能な人材を育成することを目的としている。
		(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	○
1-2	教育と研究の目的 (私立大学の使命)	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	○ 本学における建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は、聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成をめざすとともに、教育基本法及び学校教育法に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授することを目的としている。 本学では、私立学校法第45条の2第2項及び第3項に基づき寄附行為に規定し、遵守している。具体的には安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境変化の予測に基づき、適切な中期的な計画を検討・策定（2022～2026年度の5か年）している。また、中期的な計画の進捗状況、財務状況については、自己点検・評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を「事業報告書」内で確認するとともに、大学公式ウェブサイトにて公表するなど内外に公表しており、透明性ある法人運営・大学運営に努めている。 また、財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体を支えるスタッフの経営能力を高め、改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視している。さらに、経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底している。加えて本学の社会的責任を果たすために、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努め、学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等からなるステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めている。本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障がい者を理由とする差別解消の推進等を積極的に実施している。
		(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○
		(3) 私立大学の社会的責任等	○

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1	理事会	(1)	理事会の役割	<p>（意思決定の議決機関としての役割と迅速化） 私立学校法第36条第2項に基づき寄附行為に規定し、遵守している。また、法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常務理事会を置き、原則月1回開催することで意思決定の迅速化を図っている。</p> <p>（理事会の議決事項の明確化等） 私立学校法第50条第1項第1号及び第52条第1項に基づき寄附行為に規定し、遵守している。また、重要事項については適宜理事会に報告している。</p> <p>（理事及び大学運営責任者の業務執行の監督） 寄附行為に規定し、遵守している。具体的には、事業報告書及び決算書類、新規事業に係る審議を通して、学校法人及び設置学校の業務を監督している。また、業務適正化のための各種規程整備、意思決定過程の可視化、監査機能の強化、危機管理体制の整備等を行っている。</p> <p>（学長への権限委任） 寄附行為に規定し、遵守している。また、副学長配置についても学則に規定しており、2021年度は2名の副学長を置き、学長の命を受けて担当業務を分担している。</p> <p>（実効性のある開催） 年間の開催計画を策定し、前年度提示しており、各理事に対し、理事会開催前に提案要旨を添えて資料を送付している。</p> <p>○ 理事会の審議時間については定めはないが、十分な審議時間を確保している。</p> <p>（役員（理事・監事）の賠償責任） 法人に対する損害賠償責任は、私立学校法第44条の2に基づき寄附行為に規定している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。</p> <p>また、第三者に対する損害賠償責任についても私立学校法第44条の3に基づき寄附行為に規定している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。</p> <p>（役員（理事・監事）の連帯責任） 私立学校法第44条の4に基づき寄附行為に規定している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。</p> <p>（役員（理事・監事）の損害賠償責任の減免規程） 私立学校法第44条の5において準用する一般社団・財団法人法第112条から第116条までの規定に基づき寄附行為に規定している。</p> <p>（利害関係理事の除斥） 私立学校法第36条第7項に基づき寄附行為に規定している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。</p>
2-2	理事	(1)	理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	<p>（理事長役割） 私立学校法第37条第1項に基づき寄附行為に規定し、遵守している。</p> <p>（常務理事配置及び役割）寄附行為及び、常務理事職務規程に規定している。</p> <p>（常勤の理事配置及び役割）寄附行為に規定し、遵守しており、また、常勤の理事の具体的な責任担当範囲は常務理事職務規程に規定している。</p> <p>（理事長の代理権限順位）寄附行為に規定し、遵守しており、具体的には、理事会において理事長の代理権限順位を定めている。</p> <p>（理事長・理事の解任）私立学校法第30条に基づき寄附行為に規定している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。</p> <p>（法令遵守・忠実義務）私立学校法第40条の2に基づき寄附行為に規定し、遵守している。</p> <p>（善管注意義務）私立学校法第44条の3第2項第1号に基づき寄附行為に規定し、遵守している。</p> <p>（第三者に対する損害賠償責任）私立学校法第44条の3第1項に基づき寄附行為に規定しており、基準日時点で該当する事象は発生していない。</p> <p>（監事への報告義務）私立学校法第44条の5において準用する一般社団法人・財団法人法第85条に基づき寄附行為に規定しており、基準日時点で該当する事象は発生していない。</p> <p>（利益相反取引）私立学校法第40条の5において準用する一般社団法人・財団法人法第84条に基づき寄附行為に規定しており、基準日時点で該当する事象は発生していない。</p> <p>各理事の主な職務について、総務・財務・教学・組織運営体制へのチェック機能担当を定め</p>

		(2)	学内理事の役割	○	(役割) 教職員理事の具体的な責任担当範囲は常務理事会及び理事会で定め、適切に業務を遂行している。 (業務配慮) 教員として理事となる者は基準日時点で副学長のみで、副学長の職務軽減については、大学選任教員責任時間規程に規定し、遵守している。また、事務職員として理事となる者については、出席会議の見直しを適宜行うことで、理事としての業務に専念できるよう配慮している。
		(3)	外部理事の役割	○	(選任・役割) 私立学校法第38条第5項に基づき寄附行為に規定し、遵守しており、具体的には、基準日時点で8名の外部理事を配置している。外部理事は理事会において多様な視点から意見を述べ、議論の活発化に寄与している。 (サポート) 寄附行為に規定し、遵守している。具体的には、各理事に対し理事会開催前に提案要旨を添えて資料を送付しており、また、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等に係る情報を共有している。
		(4)	理事への研修機会の提供と充実	○	法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等を共有している。また、学内理事については、学内外の各種研修等への派遣、関連書籍・専門誌による情報提供等を行っている。
2-3	監事	(1)	監事の責務(役割・職務範囲)について	○	私立学校法第38条第4項に基づき寄附行為に規定し、遵守しており、監事は寄附行為の内容を理解し、監査規則、監事監査基準を基に適切に職務を遂行している。 監事の選任については、寄附行為に規定し、遵守しており、教学を含む業務監査及び会計監査の充実を図るため、2名の監事を置いている。内部監査室と連携し、また監事監査規程に基づき監事会を開催し、監事機能の強化を図っており、法人の業務及び法人の財産の状況の監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事会及び評議員会に報告し、文部科学大臣に報告しなければならないとしているがこのような事例はない。毎年度5回の監事会と理事会及び評議員会に2名の監事が出席し、監事業務に従事し、十分な機能は果たしているが、空席の常勤監事の設置については引き続き努めることとしている。
		(2)	監事の選任	○	
		(3)	監事監査基準	○	
		(4)	監事業務を支援するための体制整備	○	
		(5)	常勤監事の設置	×	
2-4	評議員会	(1)	諮問機関としての役割	○	私立学校法第42条及び第41条第10項に基づき寄附行為に規定しており、諮問機関としての役割を果たしている。また、評議員から意見を引き出す議事運営として、議長と議論の活性化に繋がる議事運営について検討し、改善に努めている。また、各評議員に対し、評議員会開催前に提案要旨を添えて資料を送付することで、評議員会における資料説明を効率化し、意見交換の時間を確保している。監事選任においては、理事長は当該監事の職歴や経験業務等の情報を得て、資質や専門性、また監事の独立性を確保し、かつ利益相反を防止することができるかどうか等を検討をした上で、評議員会の同意を得るための審議を行い、適正な選任をしている。
		(2)	評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善	○	
		(3)	評議員の意見具申等	○	
		(4)	評議員の選任方法	○	
		(5)	監事の選任について	○	
2-5	評議員	(1)	評議員の選任	○	私立学校法第41条第2項に基づき寄附行為に規定し、遵守している。具体的には34人の評議員(定数31~40)で組織しており、ア. 学校職員13名、イ. 卒業生6名、ウ. 学識経験者15名の構成とし、適切に選任している。 また、サポート体制については寄附行為に規定し、遵守している。具体的には、各評議員に対し評議員会開催前に提案要旨を添えて資料を送付しており、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等に係る情報を共有している。さらに、学内評議員は学内外の各種研修等に参加している。
		(2)	評議員への研修機会の提供と充実	○	

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

3-1	学長	(1)	学長の責務(役割・職務範囲)	○	学長の役割を、学校教育法第92条第1項及び第3項に基づき、寄附行為に規定し、遵守している。また、学則第4条第2項において学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、本学を代表するとなっている。学長は、大学をマネジメントするガバナンス体制を構築するために、全学教授会を開催して、学内の意見を集約し全学的な教育方針を策定することで、学長が行う教学マネジメントが本学の教育目的に沿ったものであることを担保している。また、学長を委員長とする自己点検・評価委員会において、全学的な状況を大学全体で把握する体制を構築し、迅速・機動的な意思決定を確保している。さらに学長のリーダーシップを支え職務を助けるために学則第4条第3項及び第4項において学長を補佐する副学長を置くことができると定めている。副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどり、現在、2名を任命している。副学長については副学長に関する規程を制定し、その職務について明文化している。加えて学則第4条第2条第4条の2に学部長の職務「当該学部の学務を主管する。」についても定めている。
		(2)	学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	○	

3-2	教授会	(1)	教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	<p>本学の教授会の設置については、学校教育法第93条に基づき、教育面で学長が意思決定を行うために審議し、意見を求めるための機関として適切に機能している。</p> <p>教授会規程第2条の2第2項において、教授会は学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、さらに学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べるができるとしている。また、学則第6条において学部に関する事項を審議する学部教授会と、第6条の2において全学に関する事項を審議する全体教授会を置くことを定めている。</p>
-----	-----	-----	-------------------	---	--

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1	学生に対して	(1)	3つの方針（ポリシー）について	○	<p>本学の「建学の理念」及び「教育の目標」を反映させて、3つの方針（ポリシー）を策定し、入学から卒業に至るまでの「学び」を明示し学生へ周知している。</p> <p>3つのポリシーの策定にあたっては、文部科学省が制定した「3ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に則って大学全体の3つのポリシーを策定し、それに従って、各学部・学科のポリシーを策定し運用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を目的として策定されており、その達成のためにどのような教育内容・教育方法を取り入れるかについて明確にしている。この点において、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。アドミッション・ポリシーは、建学の理念、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ作成されている。</p> <p>3つのポリシーについては大学公式ウェブサイト公表している。 https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/</p>
		(2)	自己点検・評価の実施、公表について	○	<p>学校教育法第109条第1項に基づき学則等に規定し、遵守している。具体的には、教育研究活動の質保証を担保するために、本学では自己点検・評価委員会を設置している。</p> <p>また、学内での組織的な点検体制に加え、学外有識者・企業関係者等による外部評価委員会を設置し、定期的実施している。これらで得た客観的な指摘事項をもとに改善活動を行っている。</p>
		(3)	ハラスメント等への厳正な対処について	○	<p>ハラスメントの防止等に関する規程に規定し、遵守している。</p> <p>具体的には、相談体制の整備（相談窓口の設置及び相談員の配置）及び救済体制の整備（必要に応じた人権委員会や調査委員会の設置等）を行い、迅速かつ適切に問題の解決及び救済にあたっている。</p>
		(4)	教員の果たす役割について	○	<p>教員と学生との関係において、教員には学生の学業上の成果や達成感を高め、また、社会貢献を促すことが求められている。PDCAサイクルに基づく教員の自己評価や、受講生による授業評価アンケートの結果を見てより以上教員の果たす役割を十分認識し大学における教育に責任を持ち、教育の質向上のために更なる努力を続ける必要がある。</p>
4-2	教職員等に対して	(1)	教職協働	○	<p>実効性のある中期計画を策定し、大学運営、教育研究活動、グローバル化、ICT化等について組織的に推進・運営することで、教職員がお互いの適切な役割分担、及び協力・連携体制を確保することで教職協働の実現に努めている。</p> <p>本学におけるFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)の実施に関しては、大学設置基準に基づいて、毎年、目的、目標及び実施計画を、自己点検・評価委員会で定め行っている。建学の理念、3つのポリシー等に沿った教育の質保証、研究上での不正防止、科研費申請促進等をテーマとしたFD・SDを、開催している。実施には、外部講師を適宜招聘している。これらは教員の教育・研究及び学部・学科の教育方針に反映されている。全教職員は、実施されるFD・SDに出席している。また、BD(Board Development)に関しては、各種私学団体が主催する会議、研修また意見交換等に参加し、理事・監事の責務の理解に努めている。</p>
		(2)	ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○	
		(1)	認証評価及び自己点検・評価	○	<p>本学は、学校教育法第109条に基づき、また、学校教育法施行令第40条に定められた期間（7年以内）において、文部科学大臣の認証を受けた機関（日本高等教育評価機構）による認証評価を受審している。直近では令和3（2021）年に受審し「適合」判定を受けており、大学ホームページで結果を公表している。また、自己点検・評価委員会規程において、内部質保証の確実な履行のための点検及び評価の実施に関し必要な事項を定め、点検・評価を推進し、自ら改善を図り向上に努めている。</p>

4 - 3	社会に対して	(2)	社会貢献・地域連携	<p>○ 本学は、地域連携に係る施策の設定と実施を目的として、地域交流・生涯交流センター及び学術情報センターを設置し、本学のステークホルダーとの連携強化、産学官や他の教育機関との連携事業の具体化、一般市民対象企画の充実等、教育・研究を含めた多分野にわたり様々な事業を展開し、地域社会の発展に貢献している。加えて、本学の個性と特色の中で、「地域・社会に開かれた大学」として地域や社会にとっての生きた学びの場となることを銘記している。特に、講義や施設をコミュニティに広く開放し、自由な雰囲気の中で人や文化が交流する場を提供することにより地域に貢献し、合わせてこれらを通じて、学生各自が知的能力と人格の向上を図り、将来地域社会で活動し貢献できるような教育を実施している。また、安全については、本学において発生する様々な事象に伴う危機に対して、組織的かつ迅速に対処するために「危機管理規程」を制定し、学生及び教職員等の安全及び教育研究活動等の確保を図ると共に、社会的な責任を果たすことを目指している。</p> <p>災害に対して被害を最小限度にとどめるために、学院防火管理規程に基づき毎年、避難訓練・消火訓練を実施し、防災（地震津波対策）動画を配信するなど、防災意識の啓発に努めている。災害時における教職員の勤務については「災害発生時等の勤務規程」を整備し、教職員の安全の確保に努めている。</p> <p>特に新型コロナウイルス感染症対応については、規程に基づき設置された危機管理委員会を適宜開催して対応している。</p> <p>さらに、環境保全に係る施策として、「健康増進法」趣旨を踏まえ、受動喫煙を減らし、学生及び教職員等の健康を守るために喫煙場所を移動し、1か所に限定して喫煙場所以外での禁煙を推進してきた。</p> <p>加えて、教育内容とSDGsとの関連の見える化に向けて授業や部活動だけでなく様々な課外活動などを通して、目標達成に向けた取り組みを実施している。各事業と、SDGs17ゴールとの関連性は大学公式ウェブサイトに公開している。</p> <p>https://www.kobe-kiu.ac.jp/info/sdgs/kiu</p>
4 - 4	危機管理及び法令遵守	(1)	危機管理のための体制整備	<p>○ 危機管理規程に基づき、危機管理委員会等の体制を整備している。</p> <p>安全については、本学において発生する様々な事象に伴う危機に対して組織的かつ迅速に対処するために「危機管理規程」を制定し、学生及び教職員等の安全及び教育研究活動等の確保を図ると共に、社会的な責任を果たすことを目指している。</p> <p>災害時における教職員の勤務については「災害発生時等の勤務規程」を整備し、教職員の安全の確保に努めている。</p> <p>ハラスメント問題や個人情報保護といった人権への配慮については、規程を定めて適宜対応しており、啓発に努めている。教職員の快適な教育・研究環境を害し、教職員の円滑な業務遂行の妨げとなる様々なハラスメントにも対応できるようハラスメント防止に関する規則を制定している。また、学生に対するセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント全般について、それらの防止を図り適切な対応を行うため、「学校法人八代学院ハラスメントの防止等に関する規程」制定し、それらの行為防止に努めている。なお、個人情報保護法に基づき「個人情報の保護に関する規程」を、公益通報者保護法に基づき「学校法人八代学院公益通報者の保護に関する規程」をそれぞれ制定し、人権への配慮についての体制を整えている。</p> <p>研究費不正については研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程を規定、遵守しており、ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化等に努めている。</p> <p>職場の労働衛生環境については、労働安全衛生法第19条に基づき安全衛生委員会規程に規定し、遵守している。具体的には、設置学校それぞれに安全衛生委員会を設置し、安全安心対策を実施している。</p> <p>情報セキュリティについては、情報センター個人情報保護に関する規程を規定し、遵守している。また、情報セキュリティー基本方針を制定している。</p>
		(2)	法令遵守のための体制整備	<p>○ 服務規程及びコンプライアンスの推進に関する規程を規定し、遵守しており、職員に対するコンプライアンス研修を実施している。</p> <p>また、公益通報者保護法に基づき公益通報等に関する規程に規定し、遵守している。</p>

第5章 透明性の確保（情報公開）

5 - 1	情報公開の充実	(1)	法令上の情報公表	○	<p>情報公開にあたっては、情報公開規程に基づき「学校法人に関する情報」及び「教育・研究に資する情報」を自らの判断により積極的に公開している。規程の第1条において、情報公開の目的を「学院の運営や諸事業に関して求められる社会的責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を担保すること」と定め、同第3条において、情報の公開はホームページ等を通じて行い、公開情報以外の情報についても必要に応じて公開に努める旨規定している。情報公開にあたっては、ホームページだけでなく、大学要覧、大学案内、入試ガイド、KIU通信等を活用し広く発信するとともに、説明文や補足文等を用いるなどし、閲覧者の理解の促進を図り、適宜改良を行っている。</p> <p>学校法人八代学院のHP https://www.kobe-kiu.ac.jp/foundation/</p> <p>神戸国際大学のHP https://www.kobe-kiu.ac.jp/</p>
		(2)	自主的な情報公開	○	
		(3)	情報公開の工夫等	○	